

要求水準書（案）に関する質問回答

本質問回答は、令和8年2月時点の回答であり、今後公表予定を予定している要求水準書において変更があった場合は、当該要求水準書の記載内容が正となります。

No	タイトル	記載箇所					質問	回答
		頁	数	数	(数)	記		
1	運営準備業務	2 7	第1 第2	3 2	(1) (1)		・「譲渡対象物品の譲受」とありますが、「貸与物品の借受」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。公募時に訂正します。
2	職員の配置	4	第1	4	(2)	ウ	・指定のある各資格を保有する職員は、全て常勤配置者とすることが必要でしょうか。  ※運営権者又は再委託先において、以下の職員を配置すること。 1 級造園施工管理技士 防火管理者（甲種又は乙種） 衛生管理者（第一種若しくは第二種） 看護師又は普通救命講習修了者 公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士又は公園施設点検技士	常勤を求めるものではありません。
3	職員の配置	4	第1	4	(2)	ウ	・各資格を保有する職員について、非常駐でも問題ない認識でよろしいでしょうか。	No.2のとおり。
4	職員の配置	4	第1	4	(2)	ウ	各資格保持者の職員配置は常勤でしょうか。	No.2のとおり。
5	光熱費の負担	5	第1	4	(5)		・基本料金や使用料単価の値上げや、バリューアップに伴う入園者数の増加などにより光熱費が増加する場合は、サービス対価の変更の協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	いずれもサービス対価の変更の対象とはなりません。ただし、消費者物価指数に基づき物価改定は行います。
6	貸与物品の借受	7	第2	3	(1)		・借受にかかわる費用負担を事業期間内に回収することが難しいことも想定されます。コンセッションという事業方式に鑑み、無償貸与として利用させて頂くことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
7	開園日及び開園時間の設定条件	8	第2	3	(4)	ア	・「運営権者は、年間の総開園時間が2,200時間を下回らない限りにおいて、原則として自らの裁量により、開園日及び開園時間を設定することができます。ただし、多くの利用者が本公園を利用できるよう、休日（土曜日、日曜日、祝日）や利用者の多い時間帯は開園するように配慮するものとする。」とありますが、下限値として2,200時間を想定されている根拠をご教示ください。また、文中「原則として」とありますが、この文意についてご教示ください。	2,200時間は、過去の開園時間の推移等を踏まえた上で、本事業における開園時間の下限として新たに定めたものです。 「原則として」は、次の「ただし、多くの利用者が本公園を利用できるよう…（中略）…配慮するものとする」に対応していますが、「原則として」は削除します。

8	入園料金及び駐車料金の設定	9	第2	3	(5)		・ 料金を変更する際には変更日の90日前までに国に届け出ることとの記載がございますが、柔軟な料金設定による収益向上の観点に鑑みると、届出期間が非常に長いと思われます。この期間を短縮していただけないでしょうか。	運営権者は、入園料金及び駐車料金の設定時は運営権効力発生日の90日前まで、変更時は当該変更日の30日前までに届け出ることとします。
9	入園料金及び駐車料金の設定条件	9	第2	3	(5)	ア	・ 現在、全国の国営公園において無料となっている小人（こども）の入園料金設定についても、運営権者の提案で設定可能という認識でよろしいでしょうか。	一般利用よりも廉価な料金を四国地方整備局と協議した上で設定可能です。
10	無料入園日の設定条件	9	第2	3	(5)	ア	・ 今回、年間の総開園時間が2,200時間を下回らない範囲で、開園日及び開園時間を設定することができることとし、裁量を拡大していただきましたが、この時間設定の根拠をお示しください。夏の猛暑日の時短営業や効率的な人員配置計画などのより柔軟な運営を可能とするため、総開園時間の設定の更なる緩和について検討していただければと思います。	No.7のとおり。 総開園時間の更なる緩和については、競争的対話等において、本公園のサービス水準を維持するための具体的な提案をしていただいた上で、対話することができます。
11	マネジメント業務	12	第3	3	(1)	ウ	・ 「現金決済を排除しないこと」との記載について、20年の事業期間に鑑みると、効率的な運営および利用者の利便性向上のため、キャッシュレス化など多様な料金徴収方法が想定されます。「現金決済を排除しない」と定めると柔軟な運用の妨げとなると考えられますので、削除して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
12	マネジメント業務	13	第3	3	(2)	ウ	・ 毎月の集計結果について、年末年始等、スケジュールが非常にタイトになる可能性があることから、翌月10日までではなく10営業日以内へ修正いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
13	安全管理業務	13	第3	3	(3)		・ 運営権者が安全を最優先して閉園措置を講じた場合の損失補填ルール（補填対象、算定方法等）を定めてください。 ・ 不可抗力による増加費用や損失について、保険でカバーできない範囲は国が補填することを原則として明記してください。	ご意見として承ります。

14	安全管理業務	13	第3	3	(3)	ウ	・危機管理マニュアルは、国の計画を踏まえ運営権者が作成・運用することとされていますが、大規模災害時及び感染症等の費用負担や復旧水準（どこまでが運営権者負担か責任分界の課題）は明確な運用記載がありません。必要に迫られた初期費用は運営権者の任意としても、その後の具体的な費用負担等は協議という認識でよいでしょうか。	大規模災害等の不可抗力の発生時のリスク分担及び費用分担については、実施契約書（案）に示す予定です。不可効力に伴う調査、損害防止費用、復旧費用等は、運営権者の保険によってカバーされる範囲を除き、原則として、四国地方整備局が費用負担します。 また、要求水準書（案）に記載している「危機管理マニュアルに基づき、適切な措置・対応を行うこと」についても、原則として四国地方整備局が費用負担するため、追記します。
15	安全管理業務	13	第3	3	(3)	ウ	南海トラフ地震など想定される大規模災害やウイルスによる感染症のまん延等の復旧費用・費用負担等についての明確な記載がありません。どのようなお考えでしょうか。 ご教示ください。	大規模災害（地震等）からの復旧は、本事業の業務範囲に含まれておらず、必要が生じた場合は、四国地方整備局が実施します。 疫病等の蔓延に伴い運営権者に増加費用が生じる場合は、実施契約に基づき、増加費用を分担します。
16	救急対応	14	第3	3	(3)	ウ	・「重大事故が発生した場合は、運営権者は、直ちに四国地方整備局に報告し、四国地方整備局の指示に従い対応すること。」とありますが、「重大事故」の定義についてご教示ください。	1ページの「用語の説明」に記載のとおりです。
17	国有リストの整理業務	15	第3	3	(5)	アイ	・国有施設リストはどのようなデータ形式、アプリケーションで運用する必要がありますでしょうか。また、管理データの移管・保管についてご教示ください。	国有施設リストはエクセル形式で、リストに紐づく施設の図面はPDF・CAD形式等で提供します。特にアプリケーションの指定はありません。四国地方整備局が該当データを提供する形で移管し、運営権者のPCで保管いただく想定です。
18	国有リストの整理業務	15	第3	3	(5)	ア	「本公園内における国有施設の現況を国有施設リストにおいて整理する。」とありますが、業務着手時の「現況」については、四国地方整備局において確認され、現況が把握、整理されているという認識でよいでしょうか。	令和4年度に実施した「まんのう公園長寿命化計画更新業務」により現況を把握しています。
19	駐車場の管理運営業務	15	第3	3	(4)	ウ	・繁忙期の渋滞や迷惑駐車対策および誘導員の費用については、サービス対価として適切に費用化して頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
20	定期更新	15	第3	3	(5)	ウ	・定期更新にかかる作業量はどのくらいになるでしょうか。直管作業でできる程度の量かについてご教示ください。	運営権者が更新している国有施設リストと、四国地方整備局が更新した国有施設リストを突合いただき、更新箇所に齟齬がないか確認をいただくことを想定しています。
21	四国地方整備局が行う事務・事業への協力等	16	第3	3	(6)		・四国地方整備局が行う事務・事業への協力等において、費用負担の協議対象となる基準を具体的に定めてください。また、補填されるべき費用の範囲（人件費、逸失利益等）を明記してください。	公募時に具体的に定めます。

22	次期事業等への本事業の引継ぎ	16	第3	3	(8)		・本事業のような有期事業の場合、運営権者にて雇用を行うことが非常に難しくなることが予想されます（雇用の終了が確定しており応募者が集まりにくい。）次期事業者へも雇用条件を引き継げるような建付けとさせていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
23	主催イベント等企画運営業務	18	第4	3	(1)	ウ	・「主催イベント及び利用プログラムについて四国地方整備局と協議の上で企画立案し、開催すること」とありますが、主催イベント・利用プログラム（四国地方整備局がサービス対価を支払うイベント、プログラム）と、自主イベント（占用料を払うイベント）は、どのような基準により分類されるでしょうか。	「主催イベント及び利用プログラム」及び「自主イベント」の範囲については、公募時に具体的に定めます。
24	広報業務	18	第4	3	(2)		・承認・許可の基準が不明確なため、広告事業の展開が予測しづらい状況です。 広告掲載に関するガイドライン（掲載可能な業種、デザイン基準等）を明示して頂き、その範囲内であれば運営権者の裁量で事業展開できるようにしてください。	広告掲載に関して、現時点で具体的なガイドライン等はなく、運営権者の事業展開についても特段の制約を課すことは予定していません。また、第2.3.(7)に記載のとおり、運営権者側でルールを設定し、四国地方整備局の承認を得るようお願いいたします。
25	広報業務	19	第4	3	(2)	ウ	・既存のマスコットキャラクター（ドラ夢）を継続使用しながら、他のキャラクターを設定することは可能でしょうか。	可能です。
26	ボランティアの活動支援業務	21	第4	3	(6)	ウ	・「運営権者は、ボランティア団体の活動内容を踏まえ、活動費を支給すること。」とありますが、活動費は、運営権者で設定してよいということでしょうか。	具体的な活動費の設定は運営権者の提案に委ねています。
27	ボランティアの活動支援業務	21	第4	3	(6)	ウ	・「ボランティアの活動内容を踏まえ、活動費を支給すること」と示されていますが、活動費とは具体的にどういった内容でしょうか。また活動費の金額の規模感ほどの程度でしょうか。	活動費の実績を公募時に示すことを予定しております。
28	動物管理業務	22	第4	3	(7)		・管理動物は少数ですが、鳥インフルエンザ等、外部から持ち込まれる伝染病のリスクは存在します。防疫措置（消毒、営業停止等）には費用や営業損失が発生し得ますが、その費用負担の規定がありません。運営権者の責に帰さない伝染病の発生に伴う防疫措置費用や営業損失は、サービス対価での補填対象とするなど、国の負担を原則とすることを明記してください。 ・また、実施方針（案）公表時の意見書にて、運営権者は、獣医師の診断を受け、重大な疾患が見受けられた場合に四国地方整備局に報告することを要求水準としています。報告後の治療等の判断及び費用は、四国地方整備局の負担となります。との回答をいただいておりますが、契約図書に「報告後の治療等の判断及び費用は、四国地方整備局が負担する」旨を追加いただけないでしょうか。	家畜伝染病の発生は不可抗力に該当し、防疫措置等の増加費用は実施契約に基づき分担することとし、公募時に明記します。 また、管理動物の診断報告後の治療判断および治療費を四国地方整備局が負担する旨も、公募時に追記します。

29	動物管理業務	22	第4	3	(7)	ウ	・管理動物が死亡した場合、新たな管理動物を飼育することが必須という理解でよいでしょうか。	管理動物が死亡した場合に、新たな管理動物を飼育するか否かは、四国地方整備局からの指示によります。その場合、四国地方整備局及び運営権者は、要求水準の変更について協議するものとしています。
30	遊具維持点検業務	24	第5	3	(4)	ウ	・遊具が経年劣化（例えば木製の健康遊具等）し撤去、または更新となった場合の対応は四国地方整備局が行うのか、もしくは運営権者が行うのかについて、ご教示ください。	国有施設に対する更新投資等は、四国地方整備局及び運営権者の各々の判断により実施することとなります。遊具維持点検業務において、運営権者による撤去・更新は要求していません。
31	維持点検業務	25	第5	3	(5)(6) (7)	ア	「別紙7に示す電気設備について、維持点検を行う。」「別紙8に示す汚水・排水施設について、維持点検を行う。」「別紙9に示す給水施設について、維持点検・水質管理を行う。」とありますが、要求水準書別紙において、汚水施設のみ管路が図示され、他の施設・設備の管路が図示されていない意味をご教示ください。管路は施設・設備の維持点検の対象なのか否かを明示ください。	管路は維持点検の対象となるため、公募時に追記します。
32	計画更新修繕業務	28	第6	3	(1)		・実施方針（案）公表時より、対象施設が変更となり、更新修繕費（見込み額）の記載がなくなっておりますが、修繕費の見込み額としては、実施方針（案）公表時の別紙13にて示された、インフォメーションセンター、竜の里、オートキャンプ場管理棟、キャビン7棟（北側）、キャビン15棟（南側）、サテライトA,B,C,D,E、炊事室A,B,C,D,E、バーベキューコーナー上屋の見込み額の合計670,676千円という理解でよろしいでしょうか。また、その金額の根拠についてもお示しください。 ・計画更新修繕にかかわる費用について、対象施設のリニューアル計画書の条件を担保することを前提に、その残りの費用を対象施設以外の施設のバリューアップや新たなサービス創出のための費用に充当可能とする柔軟な運用をお認めいただければと思います。 ・【別紙13】の施設だけではなく、【参考資料4】長期更新修繕計画に示されたすべての対象施設を、更新修繕業務に含めていただけないでしょうか。全ての対象施設をコンセッション事業に含めることで、公園全体のアセットマネジメントが可能となるとともに、スケールメリットが生まれ、民間の創意工夫の最大化によるLCCの最適化や施設のバリューアップができると考えます。	計画更新修繕業務を含むサービス対価の内訳の詳細については、公募時の見積参考資料において示すことを予定しています。 計画更新修繕について要求水準を充足していれば、対象施設以外の更新修繕を提案いただくことは可能です。 【参考資料4】長期更新修繕計画の更新修繕を本事業の業務範囲に含めることについては、ご意見として承ります。
33	小規模更新修繕業務	28	第6	3	(2)	ウ	・実施方針（案）公表時に示された要求水準書（素案）から「四国地方整備局は、実支出額の報告に基づき、サービス対価の精算を行う。」の記載が削除されておりますが、小規模更新修繕について、実支出額に基づきサービス対価の精算を行う旨の明記をお願いします。	小規模更新修繕業務については、実費精算を行わず、要求水準の充足を条件に、実施契約に定めたサービス対価を支払うこととしています。

34	小規模更新修繕業務	28	第6	3	(2)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模修繕では、計画書に従い実施するとされていますが、計画時に予見できない突発的な修繕も生じることが考えられます。これらの突発的な修繕の実施については、貴局の承認が必要となるのでしょうか。</li> <li>・突発的な修繕については、合理的な修繕方法として即時対応が可能となることが望ましく、実施については、運営権者の裁量が認められる記載として頂けないでしょうか。</li> <li>・また、計画書に対する費用の増減の考え方について、ご教示願います。</li> </ul>	<p>計画時に予見できない突発的な修繕につき、運営権者の判断により臨機の対応を行うことは可能です。公募時に追記します。</p> <p>計画書に対して、実績が同等以上の修繕内容であることを確認した上で、サービス対価を支払います。なお、サービス対価の金額は予め実施契約において定めた金額であり、計画書や修繕実績の内容に応じて変更するものではありません。</p>
35	更新修繕業務	28	第6	3	(2)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当該見積金額は、別紙14に示す修繕実績の金額に相当する程度とすること。」とあり、年間の金額規模は示されていますが、小規模更新修繕業務の定義（例えば100万円以上）についてお示しください。大規模な更新は、長期修繕計画等に伴い、四国地方整備局が行うということによいでしょうか。</li> </ul>	<p>小規模更新修繕について、更新修繕一件当たりの金額規模を規定することは予定しておりません。</p> <p>運営権者が担う小規模更新修繕業務対象施設の更新修繕は、別紙14に示す修繕実績の金額に相当する程度の計画・実施に限定しており、それ以上の更新修繕は、運営権者が提案により実施する若しくは、四国地方整備局が必要と判断した場合に四国地方整備局が実施することとなります。</p>
36	管理範囲(花壇管理)	33	第7	4	(6)	ア	別紙18とありますが、別紙20の認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、別紙20が正となります。訂正します。
37	管理範囲(花畑管理)	33	第7	4	(7)	ア	別紙18とありますが、別紙20の認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、別紙20が正となります。訂正します。
38	特殊管理業務内容	34	第7	4	(9)	ア	<p>「可能な範囲で特殊管理を行う」とありますが、可能な限りの基準はありますか。</p> <p>また、「なお、当該管理が非効率となる場合は対象外とする。」について、詳しくご教示ください。</p>	原則として樹木の枝・葉についてはリサイクルしていただき、幹・根については大型の機器・設備が必要とならない範囲でリサイクルしていただくことを想定しています。ただし、ナラ枯れた樹木で熱処理が必要な場合、樹木の状態が悪く選別費用が過大になる場合、少量で単位当たりのコストが著しく上がる場合など、非効率を生じる場合は、枝・葉についても対象外とすることが可能です。
39	本公園の愛称の設定	38	第8	4	(6)	ウ (ウ)	・ネーミングライツは有効な収益源ですが、現状の規定では導入できません。企業名を含む愛称（ネーミングライツ）の導入を可能としてください。	ご意見として承ります。
40	公園ホームページでの販売	39	第8	4	(6)	ウ	・（カ）公園ホームページでの販売において、本公園の木の实や、木枝等を販売することは可能でしょうか。	公募時に示します。

41	ゾーンや施設の名称変更（命名）	39	第8	4	(6)	ウ (エ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営権者の裁量で名称の変更ができるとされていますが、命名権の販売（ネーミングライツ）が可能と理解してよいでしょうか。（企業名・商品名等を含む）</li> <li>・また、ネーミングライツを導入する際の制約事項やネガティブリストについて、お示し下さい。</li> <li>・命名権の販売は、運営権者の新たな収入源となり、経営安定性の向上や更新投資および公園への還元について創意工夫の可能性が広がります。</li> </ul>	ゾーンや施設の名称変更（命名）に際し、運営権者が命名権を販売することは可能です。要求水準書の記載内容以外の制約事項等はありません。
42	イベントの企画運営及び誘致	40	第9	3	(1)	ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自主イベントから得られる収益は、原則として、運営権者の収益としなければならない、コンソーシアム構成員の収益とする場合は、当該収益を四国地方整備局に報告し、本事業の透明性を確保しなければならない。」とありますが、運営権者が参画する実行委員会等の形式で実施する自主イベントも全て報告が必要となるのでしょうか。</li> </ul>	<p>運営権者が実行委員会形式等により第三者と共同でイベントを実施する場合には、原則として、当該イベント全体の収益を報告してください。当該イベント全体の収益を報告することが困難な場合は、運営権者に帰属する収益を報告してください。</p> <p>コンソーシアム構成員の収益となる場合も同様に報告してください。</p>